

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 所得税の予定納税額の減額申請

**Q** : 私は事業所得者で、毎年予定納税も行っていましたが、今年は店舗の改築で3か月ほど休業し、収入がいつもより減少しています。このような場合でも、前年分の所得を基準に予定納税をしなければならないのですか。

**A** : 予定納税額の減額承認申請をすれば、予定納税額の減額を受けることができます。

### 【解説】

予定納税は、前年の実績に基づいて所得を予定し、予定納税基準額を計算するのですが、実際には、事情が変わって所得が減少するような人に対してまで原則どおりの納税を行わせることは適当ではありません。

そこで、事業の全部もしくは一部の廃止、休止、又は失業などの事情で前年より明らかに収入が減少する場合や、多額の医療費を支払ったり災害や盗難等にあい、これらの事由に基づく所得控除額が増加することで課税総所得金額が減少することが明らかな場合には、予定納税額の減額を受けることができます。

具体的には、その年6月30日の現況で計算した申告納税見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合に、その年7月15日までに所轄税務署長に対して予定納税額の減額の承認を申請することになります。

ご質問の場合、店舗改築で休業したことにより収入が前年より減少することが明らかであれば、ご自分の年間の事業所得を見積った上で、予定納税額の減額承認申請をすることによって、予定納税額の全部又は一部の減額を受けることができます。

